

上川北部流域・下川小流域森林施業協定 (FSC森林認証に係る協定)

上川北部森林管理署

下川町

下川町森林組合

区 分		内 容
協定締結年月日		当初 平成15年 3月11日 更新 平成25年 3月29日
協定期間		平成25年 4月 1日 ~ 平成35年 3月31日 (上川北部流域森林計画期間内)
目的		「FSC森林認証の原則と基準」に照らし合わせつつ、 「上川北部流域林業活性化基本方針」に即して、森林施業の 共同化並びにFSC森林認証に係る業務に関する必要な事項 を定め、もって、協定対象森林を含む地域における森林の整 備を推進
区域及び面積		下川町内の認証取得森林(国有林) 協定対象面積 約503.2ha
事業内容 (役割分担)	森林管理署	FSC森林認証の取得後は、持続可能な森林経営の基 準・指標に沿った森林の管理経営を行い、公益的機能の維持 増進と自然環境の保全に配慮した森林施業を実施
	市町村等	
事業計画		(平成25年度～平成34年度) 国有林：間伐等70.82ha、林道等9.1km
協定締結の効果		FSC森林認証による持続可能な森林経営の推進、森林施 業の共同化による森林整備の推進。
照会先		○ 上川北部森林管理署 〒098-1202 上川郡下川町緑町21番地4 TEL:(IP)050-3160-5735 (NTT)01655-4-2551 ○ 下川町 〒098-1206 上川郡下川町幸町63番地 TEL:01655-4-2511 ○ 下川町森林組合 〒098-1204 上川郡下川町南町133番地 TEL:01655-4-2159



FSC森林認証の現地審査

森林認証制度

持続可能な森林経営の基準・指標にしたがって森林経営が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度。

※北海道内では、下川町森林組合がFSCの森林認証第一号(全国では11番目)。

認証森林における森林施業



ブラッシュカッター地拵え



植え付け



伐倒



間伐ブル集材



下刈り

森林認証を取得すると…

- ✓ 環境、社会、経済面での適切な管理が保障される
- ✓ 持続可能な循環型の森林・林業経営に貢献する